



# 島根県報

平成25年4月12日（金）

第2,486号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定によりしまねグリーン製品認定支援事業費補助金の交付の対象等を定める告示	（環 境 政 策 課）	2
土地改良区の役員の退任の届出	（農 村 整 備 課）	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	2
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	（会 計 課）	4

### 【公 告】

公共測量の終了	（用 地 対 策 課）	5
都市計画変更の図書の縦覧	（都 市 計 画 課）	5

**告 示****島根県告示第266号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、しまねグリーン製品認定支援事業費補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成25年4月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 補助金等の名称

しまねグリーン製品認定支援事業費補助金

## 2 交付の目的

しまねグリーン製品の認定（以下「認定」という。）を受けるため実施する試験分析経費の一部を補助し、循環資源を利用した製品の利用の促進を図ることによって、廃棄物の発生抑制及び再資源化を推進し、循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

## 3 交付の対象となる者

認定を受けた事業者（補助金の交付申請をする年度に認定を受けた者に限る。）とする。

## 4 交付の対象となる事業の内容

認定を受けるため実施した試験分析（補助金の交付申請をする年度内に実施したものに限る。）とする。ただし、他の補助制度の補助事業として採択されているものは、対象としない。

## 5 補助金の交付の対象となる経費、交付の率及び交付の限度額

交付の対象となる経費	交付の率	交付の限度額
安全性への配慮及び規格等の区分に係る基準等の適合を証明するために実施する試験分析経費（消費税及び地方消費税を除く。）	交付の対象となる経費の2分の1以内	1事業者につき30万円

注 交付しようとする額に1,000円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てた額とする。

**島根県告示第267号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年4月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江市八雲町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

石原 英夫 松江市八雲町東岩坂268番地

**島根県告示第268号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年4月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1(1) 区域の名称

扇町(追加)

## (2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から4号までを順次に結んだ線、標柱4号と昭和55年島根県告示第247号(以下「昭和55年告示」という。)で指定した標柱14号を結んだ線、告示で指定した標柱14号と標柱15号を結んだ線、標柱15号から19号までを順次に結んだ線及び標柱1号と19号を結んだ線により囲まれた区域(昭和55年告示で指定した区域を除く。)

所在及び地番	標柱番号
鹿足郡津和野町日原96番	1号
〃 138番1	2号
〃 177番8	3号
〃 195番	4号
〃 198番	14号
〃 748番	15号
〃 741番	16号及び17号
〃 120番1	18号
〃 108番2	19号

備考 標柱1号から4号まで及び15号から17号までは、昭和55年告示で指定した同じ番号の標柱を移設したもの

## 2(1) 区域の名称

比之宮

## (2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から30号までを順次に結んだ線及び標柱1号と30号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
邑智郡美郷町村之郷698番1	1号
〃 1354番1	2号及び3号
〃 1358番2	4号及び5号
邑智郡美郷町宮内1461番3	6号から8号まで
〃 1456番	9号
〃 1450番	10号
〃 1449番1	11号及び12号
〃 556番2	13号
〃 556番1	14号
〃 561番2	15号
〃 563番2	16号
〃 1461番7	17号
〃 1461番6	18号及び19号
〃 1461番3	20号及び21号
〃 574番6	22号
邑智郡美郷町村之郷1371番3	23号
〃 712番3	24号
〃 712番1	25号

〃	720番1	26号
〃	699番	27号
〃	1354番1	28号
〃	697番1	29号及び30号

## 3(1) 区域の名称

後地（追加）

## (2) 土地の表示

平成16年島根県告示第407号で指定した標柱8号と標柱9号を結んだ線、標柱8号と次に掲げる地番の土地に存する標柱12号を結んだ線、標柱12号から14号までを順次に結んだ線及び標柱14号と標柱9号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
江津市後地町841番地先道路敷	8号
〃 841番	9号
〃 841番地先道路敷	12号
〃 836番1地先道路敷	13号
〃 836番2	14号

## 4(1) 区域の名称

下河内2

## (2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から14号までを順次に結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
浜田市三隅町河内1522番2	1号
〃 1521番1	2号から4号まで
〃 1519番4	5号から7号まで
〃 326番1	8号
〃 1519番内3	9号
〃 1520番	10号
〃 328番	11号
〃 1522番2	12号
〃 342番内2	13号
〃 333番1	14号

## 島根県告示第269号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成25年4月12日

島根県知事 溝口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変更に係る事項	
			変更後	変更前
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名
814	松江市浜乃木4-1-9	松江市浜乃木4-1-9	松江市猟友会 会長 細	松江市猟友会 会長 佐

松江市猟友会 会長 細 田 信男	田 信男	藤 健次
---------------------	------	------

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成25年3月29日に終了した旨国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成25年4月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
公共測量（斐伊川平面図修正業務）
- 2 作業期間  
平成24年11月20日から平成25年3月29日まで
- 3 作業地域  
宍道湖周辺

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
出雲都市計画用途地域
- 2 都市計画を定める土地の区域  
出雲市大塚町、姫原町、白枝町、天神町、渡橋町、西新町一丁目、西新町二丁目、西新町三丁目の一部
- 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課